

会 議 録

1 付属機関等の会議の名称

第7回（仮称）篠山市参画・協働プラン策定委員会

2 開催日時

平成25年1月21日（月）13時30分～16時00分

*傍聴の受付時間（14時30分から15時00分まで）

3 開催場所

篠山市民センター 2階 研修室5

4 会議に出席した者の氏名（敬称略）

(1) 委員

小森星児、中塚雅也、直田春夫、西田武司、西潟弘、江坂道雄、中西文枝、波部香代子、向井千尋、赤穂利和、土性里花、上田英樹、堀毛宏章

(2) 執行機関

市民協働課 赤井毅彦、西羅忠和、中野悟

5 傍聴人の数

0人

6 議題及び講義の公開・非公開の別

すべて公開

7 非公開の理由

—

8 会議資料の名称

・次第

- ・資料1 第6回の委員会から
- ・資料2 第6回委員会の意見（まとめ）
- ・資料3 協働のまちづくりフォーラム計画書
- ・資料4 指針案修正箇所
- ・篠山市 参画・協働の指針（案） H25.1.18

9 審議の概要

(1) 開会

(2) あいさつ

小森委員長

(3) 協議事項

- ① 前回のふりかえり
事務局より説明（資料1， 2）
- ② フォーラムについて
事務局より説明（資料3）
- ③ 参画・協働の指針（案）について（資料4）
- ④ 指針策定後の検証の仕組みについて

<協議内容> フォーラムについて

●フォーラムの趣旨、スケジュール

- A-1 指針案を市へ提案する前にフォーラムを入れる、提案後に広報として行うどちら
であれ、位置づけを明確にする必要がある。
- A-2 フォーラムの目的が指針をひろめることと合っているのか疑問。
- A-3 委員会が主体となり、指針案を策定するのでフォーラムの内容を含んで策定され
るべき。
- A-4 委員会が提案後のフォーラムになるので、委員会ではなく、市が主体で意見を聴
かれるのは自由だと思う。
- A-5 市は、パブリックコメントは市民の意見を聴く手段の一つと考えており、できる
限りフォーラムなどで意見を聴きたいとの考え。
- A-6 フォーラムはスケジュール上、パブコメの前になるか？
事務局 次回の委員会の後、市長への提案、その後にフォーラムの開催。パブコメはそれ
以後になる予定をしている。
- A-7 市長への提案とフォーラムの予定を逆にしてはどうか？
事務局 順序の入れ替えは可能であるが、手続きの都合でパブリックコメント募集の時期
が遅れる可能性がある。
- A-9 フォーラムはパブリックコメントの機会になるのか？意見は反映されるか？
- A-10 フォーラムの内容を含んで策定されるべき。
事務局 フォーラムの意見の指針への反映は、市への提案後になるので、パブリックコメ
ントと併せて市が行うことになる。
- A-11 2月に出すのを中間報告とし、フォーラムのパネルディスカッションで出た意
見を併せて出すという方法もある。中間報告に対して意見を求めた結果と付記し
て最終報告を出すという方法ならフォーラムで出された意見は無駄にならない。
どうしても委員会の意見を聞く必要があればフォーラム後に開催する必要がある
が、あまりにパブリックコメントを遅らせることはできない。
委員会としては、フォーラムの依頼があればやることとし、ある程度のことは事務局に任せてはどうか。

●指針の内容説明について

- B-1 フォーラムでは指針についての説明があるのでは？
- B-2 指針の内容はパネリストが理解し、会場に伝える方法でもよいと思う。委員会での審議の結果を踏まえた発言でいいと思う。
- B-3 指針にある精神をまとめたものを述べて、あとはパネルディスカッションと会場の意見を受けて指針を完成させるというのはどうか。
- B-4 テーマははっきりさせた方がよい。指針をつくった趣旨はきっちり伝えるべき。
- B-5 配布する資料や、パネリストの参考になる資料などは事務局で準備いただいてはどうか。指針の説明は委員会から出席するパネリストが分担して説明する。

<協議内容> 参画・協働指針（案）について

●集合関係について

- C-1 集合関係が分かりにくい。「ボランティア団体」と「NPO法人」となっているが、NPO法人はボランティア団体にかかる。ボランティア団体、当事者団体、NPO法人と例示のレベルがバラついている。
- C-2 集合関係を厳密に書き分けるとかえってややこしい。
- C-3 「NPO」として法人を削除してはどうか。

●協働の主体について

- D-1 8頁の「(2) 協働の主体」で、社会福祉協議会はどれに属するのか？企業や「④ その他」になるか。
- D-2 企業や商店会、学校などもある。
- D-3 「その他」ではなく「企業など」にしてはどうか。
- D-4 各種の活動団体はどこまで入るか？JCなどは④にはいるのか？となれば、②は特定の目的のために期間を決めて活動する組織として実行委員会を入れれば誤解は無い。
- D-5 あまり例示を並べるとかえって混乱する。
- D-6 ①と②の（）内を削除してはどうか。ここではあまり詳しく書く必要が無いと思う。最後に用語集を入れるという考え方もある。
- D-7 協働の主体にも関係するが、何かの団体に入っておかないと行政と協働できないような気になる。個人的に奉仕活動を行っておられる方もあり、「市民」という視点も加えてはどうか。
- D-8 一般的に協働とは団体間どうしでの連携。個人はまち協に入ったりボランティア団体などの団体に入ったり団体をつくって行政との協働事業を行う。

●自立化について

- E-1 9頁の協働のルールで「自立化促進」といっているのは、自立化しなければいけないことなのか？行政と常に一緒にやっていくこともあると思う。地縁型の組織であれば、行政と一緒に関係性をつくった中での自立である。
- E-2 自立化促進とは市民活動が行政の支援を必要としていることもあるが、いつもまでも行政の支援に依存するのではなく、意思決定や会計的にも自立化していこうということ。自立化支援は10頁の「①領域」の表3-2にも連動しており、「行政主体」部分には行政責任があるわけで、その分野は行政がしなければならない。その分野があるというのが大前提となっている。協働という名目で行政がその分野から手を引いても困る。ここの趣旨は、市民団体がいつまでも行政に頼ってはいけないというものである。
- E-3 自立について、自立とは資金も含めて自立なのか、機関としての自立なのか？機関としては自立しているが資金的には行政の支援が必要なものがある。「口は出さないが金を出せ」といった自立の方法もあると思う。一方でコミュニティビジネスなど、資金確保をして全て自分たちでできている団体もあり、自立にもいろいろあるので、書き方を考えないと誤解を与える可能性がある。
- E-4 最初は必要で、徐々に引いていくというのではなく、行政との関係性の中で適切な自立関係をつくっていきましょう。といったイメージを入れては。
- E-5 「自立化支援」という言葉であれば、自立することが望ましいものは助けましょうということになるが、促進となるとあまりに積極的になる。このことは、10頁の協働の領域とセットで考える必要がある。
- E-6 この項目は過渡的なもので、自立している団体には必要ない。現実には自立化できていない団体がたくさんあって、しばらくは補助金やアドバイスがいるだろうが、いつまでもそれをやっていたら市民側が自立しないので、支援の引き際を考えましょうという意味。
- E-7 「自立化促進」という言葉が聴き慣れない。
- E-8 「自立化促進」を「自立運営」や「自立活動」にした方がよいのでは？
- E-9 「自立化志向」でもいいのでは？

●協働の領域について

- F-1 表3-2の行政の領域では、法律上行政がやることには入れないため、線の位置を変える必要があるのでは。
- F-2 行政主体だが実際の作業は民が行っている例や政策決定に参画してみんなが意見を述べるなどを考えると、現状の線の位置でいいのではないかと思う。
- F-3 表3-2の斜線は、真ん中の2つ（市民主導・行政主導）した方がわかりやすいのでは？
- F-4 表3-2の行政主体の斜線部分は参画と理解したらいい。行政サイドに参画する。真ん中が協働、左が完全に市民主体。
- F-5 市民主体は協働の領域に入らないということだが、行政主体の範囲でも市民は参

画するが協働はせず実施するのは行政でいいと思っている。ただ、市民主体でも公益的な活動であれば協働の領域に入ってくると思っている。協働の領域となると、表 3-2 では市民主体・市民主導・行政主導が対象になると思う。

- F-6 市民同士の協働は市民主導の領域で、市民主体は独立性の高いものだと思うが、それも行政のルールの中でやっており、市民だけでやっているわけではないので協働の領域があると思う。自立性というよりも独立性というものがもともとあると思う。こういったものが一番左の市民主体にあり、行政の口出しは不要といったものではないか。
- F-7 あまり細かいところを議論してもそれほど意味がないので、こういった構造を持っているということではないかと思う。
- F-8 説明する側から言えば、表 3-2 は必要だが、上段と下段をくっつける必要はない。昔と今を対比して、行政と民間は昔はタテだったがこの表のようになってきたという説明と、ガイドラインが対象にしている活動は、この表の両者が交錯する領域にあるということを説明できればいい。
- F-9 参画と協働の指針では、市民団体と市民団体の協働は扱わないのか？
- F-10 自治基本条例で協働は、市民と市又は市民と市民が、それぞれの役割と責任を担いながら、対等の立場で、相互に補完し協力することとなっている。それを踏まえて 10 頁を見ると、市民と行政が目的を共有し、それぞれ持っている力を出し合うようになっており、12 頁の図 3-1 のように行政と市民と一緒にすることが協働となっている。16 頁の図 4-1 を見ても市民と行政と一緒にすることが協働であるといったものになり過ぎているとの思いがある。
- 10 頁の表 3-2 の市民主導・行政主導の中にも別の表を使うなど、市民と市民の協働を入れていただければと思う。
- F-11 市民団体同士の協働でも指針の内容はほぼ適用できる。準用してもらうのもありだと思う。
- F-12 現状の表現では、民間同士の協働がわかりにくい。今の意見を参考に事務局に検討願いたい。

●協働の方法

- G-1 「行政からの一定の支援」が何を指すのか。運営の支援、財政的な支援の 2 つの大きな柱がある。そのうち財政的な支援についてはどうしても必要な事業もある。
- G-2 財政的な問題は 10 頁の「②方法」に入っている。
- G-3 「運営支援」を加えた方がいいかもしれない。

●活動領域の例

- H-1 主に協働している事業の例ということだが、誤解されやすい。
- H-2 例としてあげておかないと、同様の活動であっても市民主導・行政主導のバランスは異なる場合があるので、誤解を招きやすい。

●中間支援について

I-1 中間支援組織の中には行政との橋渡し役というのを表に出しているところもある。篠山市民プラザの場合はどちらかと言えば市民相互のつながりを強化するということで、行政への注文の中継ぎをする機能はない。

現実の問題として、行政にも通じていて、うまい知恵を出すというのは民間団体がするのは難しいと思う。

I-2 中間支援で協働のコーディネートの機能をもっているのは大事なこと。

その機能をプラザの仕事にオンするなら委託料を上積みすることになると思うが、ポジションとしては良い位置になる。滋賀県の草津市ではNPOの人が行政の協働を支援するというので、週に2日役所の机に座っているんなアドバイスをしている。そこまでしなくても、補助金の情報をわかりやすく示したり、地縁系の団体が相談に行けば行政の窓口を紹介するなど、いろいろな橋渡しができればいい。

●その他

J-1 16頁の図4-1では矢印の両サイドが公と私になっている。公も私も公共領域の活動をしているので、官と民と書くほうがまだいいかもしれない。

自助もそれぞれができることを自分の努力で行うことととあるが、個人的な領域ではないか。公共領域ではなく自分の趣味などが共助や公助に続いていくものではない。

J-2 参画と協働に篠山再生計画の図を用いるのは少しややこしくなると思う。再生計画の時期と参画協働の現状は変わってきており、この図は古いと考える。

J-3 公助という言い方もよろしくない。上から助けてやるといった感覚になる。

J-4 協働が団体同士であるならば、自助は個人の領域ということになる。

<協議内容> 指針後の検証について

K-1 他市の例によると、第三者委員会のようなものを設置しているところもあり、条例設置の委員会を立ち上げている例がある。協働の推進を検証する委員会があった方がよい。

総合計画を検証する委員会の設置は当たり前になってきているので、それと同じようにして進捗管理してはどうか。

K-2 自治基本条例は4年ごとに見直すことになっているが、今回の検証は常設の委員会で行うか定期的に進行状況を報告するようなものにするかを決めるのは市長であるが、当委員会としては必要であるということ提案する。